

議案第33号

大津市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例 の制定について

令和8年3月16日
健康福祉部福祉政策課
こども未来部幼保支援課

〈令和8年2月市議会通常会議 議案第33号〉 大津市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正概要

乳児等通園支援事業(以下「こども誰でも通園事業」という。)は、こどもの成長の観点から、「全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備する」ことを目的としている事業で、子ども・子育て支援法に「乳児等のための支援給付」として規定(令和8年4月1日施行)され、本市においては、民間の保育施設のほか市立幼稚園においても実施することを検討している。

こども誰でも通園事業の利用定員を定めようとするときは、市町村児童福祉審議会等(大津市の場合は社会福祉審議会児童福祉専門分科会)の意見を聴くこととなることに伴い、必要な規定の整備を行うもの。なお、市立幼稚園での実施にあたっては、改正後の子ども・子育て支援法第72条第1項第4号及び第5号に基づき、児童福祉専門分科会に意見聴取を行う。

2 改正理由

子ども・子育て支援法第72条第1項第3号にこども誰でも通園の利用定員の設定に係る審議会への意見聴取が追加され、同条第3号の市町村子ども・子育て支援計画に関する事項が第4号に、同条第4号の市町村子ども・子育て支援施策に関する事項が第5号に一部改正されたため。

3 改正部分の抜粋(条例第2条第3項)

現行	改正後(案)
3 教育委員会は、その権限に属する子ども・子育て支援法第72条第1項第3号及び第4号に掲げる事務に関する事項について、前項の児童福祉専門分科会に意見を聞くことができる。	3 教育委員会は、その権限に属する子ども・子育て支援法第72条第1項第4号及び第5号に掲げる事務に関する事項について、前項の児童福祉専門分科会に意見を聞くことができる。

4 施行期日 令和8年4月1日